



～飯田市農地バンク掲載の農地を非農家の方も利用できるようになりました～

飯田市農業課では、耕作できなくなった農地を「新たな担い手へ繋ぐ」ことを目的として「農地バンク」を開設しています。

「農地バンク」は、農地を貸したいという情報を収集し、市のウェブサイトや広報みどりの風などを通じて、その情報を農地を借りたい人に広く公開しています。



「農地バンク」に掲載された農地は、農業経営者の方はもちろん、非農家の方でもレクリエーション農園※として農地を耕作することができます。野菜などを育て季節を感じ、収穫の喜びを体験してみたいはいかがでしょうか。

農地の貸し借りには、手続きが必要です。農地バンクに掲載された農地のご利用をご検討の方は、**まずは市農業課農村振興係にお問い合わせ下さい。**農地の貸し借りの手続きに関することは、市農業委員会事務局までお問い合わせください。

※レクリエーション農園…耕作できる面積は、上限 1,000 ㎡(1反歩)まで。利用期間は最長で5年間となっています。

なお、レクリエーション農園で収穫した農産物は、販売することはできません。

※飯田市農地バンクに登録いただいた農地は、飯田市ホームページに掲載しています。

ウェブ検索の際は、次のキーワードで検索してください。 **飯田市農地バンク** **検索**

※掲載農地の所在については、「全国農地ナビ」で概ねの位置をご確認いただくことができます。 **全国農地ナビ** **検索**

* 問い合わせ先： 飯田市農業課農村振興係 TEL 0265-21-3217 *

～農地再生・活用支援事業補助金について～

遊休農地の活用を進めるため、飯田市農業振興センターでは遊休農地を再生する経費と作物栽培に要する経費を支援します。

今年から、**非農家の方も支援の対象**となりましたので是非ご活用ください。

農地バンクに登録されている農地でも、対象農地の要件に該当する場合は支援の対象になります。

対象農地	過去1年以上耕作していない農地で農業委員が確認した遊休農地
対象者	非農家、農業者、グループ、地区及び集落
支援対象	遊休農地の再生活動 樹木の伐採や抜根、草刈り、耕起等に要する経費(ハード) 再生農地の栽培活動 作物栽培のための肥料、苗木、農業資材等の経費(ソフト) 最長3年間
支援要件	農地の貸借に必要な手続きを農業委員会に提出してください。 非農家の方は、レクリエーション農園の届出により10a(1000㎡)以下まで借りることができます。
補助金額	再生活動: 1a(100㎡)当たり10,000円を上限とし、実際にかかった経費の9割(ハード) 栽培活動: " 5,000円を上限とし、実際にかかった経費の9割(ソフト) ※対象者ごとに補助上限額が設定されています。農業振興センターまでお問い合わせください。

* 問い合わせ先： 飯田市農業振興センター TEL 0265-21-3217 *



～しなの食大学で野菜生産者さんの畑を見学に行きました～

去る6月28日に、受講生32名が参加して上郷別府のミニトマト栽培ハウスと愛宕町のナス畑を現地見学し、栽培者の方からそれぞれの栽培方法や品種の特徴等について説明を聞きました。栽培方法についてのこだわり等も教えていただきながらその場で試食させてもらい、参加者からは、その味の良さから、地元産野菜を積極的に使い美味しい健康的な料理を作りたいとの感想がありました。



【トマトの水耕栽培ハウス】



【黒福ナス栽培畑】

～ 飯田市農業課・農業委員会事務局が移転します ～

飯田市農業課・農業委員会事務局は、現在使用中の仮事務所（南信州・飯田産業センター敷地内）からJAみどりの広場内事務所（飯田市東東 281 番地、榊天龍社隣りの建物）に戻ります。お間違えないようお願いいたします。なお、電話番号、FAX 番号は変わりません。

★新事務所開始日：10月1日（月）（予定）

問い合わせ先：飯田市農業課 TEL：0265-21-3217 農業委員会事務局 TEL：0265-21-3219



農作物自然災害等に関する飯田市農業メール情報

9月は台風の季節です。自然災害等にいち早く対応し被害を最小限に食い止めるため、飯田市では農業に関する緊急情報のメール配信サービスを行っています。ぜひご利用ください！

★登録方法★

- ・手順1 携帯電話、スマートフォン、またはパソコンから、次のアドレスにメールを送信してください。

（題名や本文を入力する必要はありません）

農作物自然災害情報(凍霜害、台風等)
家畜防疫情報(口蹄疫、鳥インフルエンザ等) など

t-iida@sg-m.jp

- ・手順2 メールが自動返信されますので、返信されたメールに記載されている登録用ホームページアドレス（URL）をクリックしてください。
- ・手順3 ガイダンスに従って利用登録をしてください。（登録完了）

■登録用 QR コード■

☆登録上の注意☆

※携帯電話の設定でインターネットからのメールを受信拒否している場合は、

city.iida.nagano.jp を受信したいメールアドレスに登録してください。

※メール着信時の携帯端末等通信料は、利用者負担になります。

